

### ③ 需要に応じた生産の推進に向けた施策等

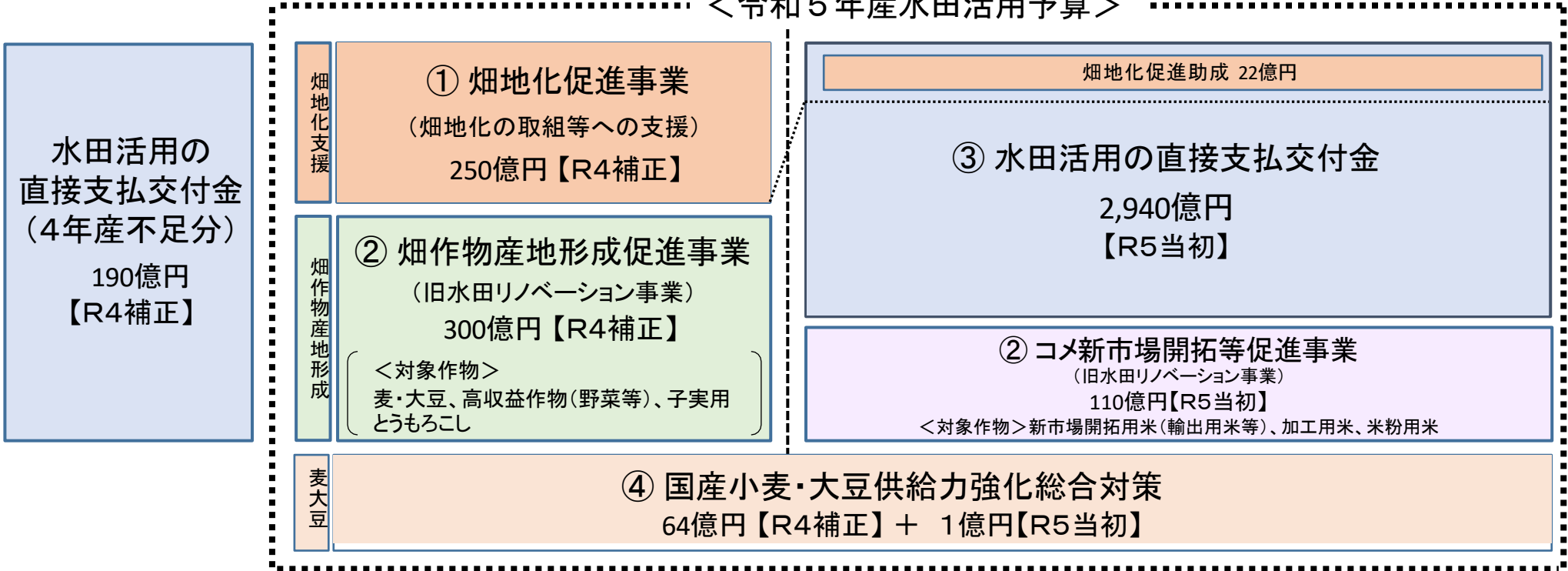
---

令和5年産水田活用予算の全体像

○ 令和5年度当初予算と令和4年度補正予算を合わせ、令和5年産における畑地化や作付転換支援に対応可能な予算総額を確保。

令和4年度補正予算

令和5年度当初予算



＜関連予算＞

- |                                                                                         |                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ・国産シェア拡大対策(麦・大豆) 80億円【R4補正】<br>(乾燥調製施設等の導入、ストックセンターの整備等)                                | ・機械・施設等の導入支援 306億円【R4補正】+121億円【R5当初】<br>(産地生産基盤パワーアップ事業、強い農業づくり総合支援交付金)                |
| ・米粉の利用拡大支援 140億円【R4補正】+8億円【R5当初】<br>(米粉の利用拡大支援対策事業等)                                    | ・畑地化・汎用化等に向けた基盤整備 400億円【R4補正】+150億円【R5当初】<br>(農業農村整備事業等)                               |
| ・飼料作物の国産化 120億円(所要額)【R4補正】+3億円【R5当初】<br>(飼料自給率向上総合緊急対策、畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大) | ・中山間地域対策 15億円【R4補正】+407億円【R5当初】<br>(元気な地域創出モデル支援事業、農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業、最適土地利用総合対策等) |

＜対策のポイント＞

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

＜政策目標＞

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha【令和12年度まで】）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t【令和12年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

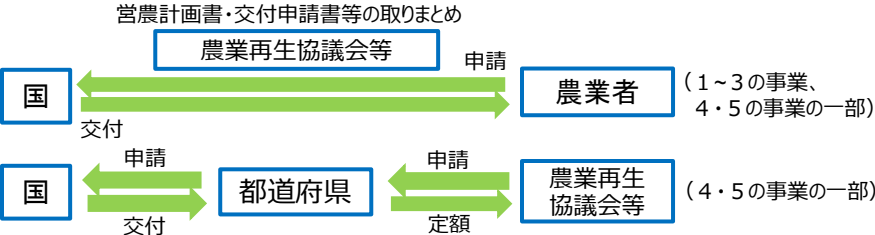
4. コメ新市場開拓等促進事業 11,000（11,000）百万円

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。

5. 畑地化促進助成 2,215（2,215）百万円

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

戦略作物助成

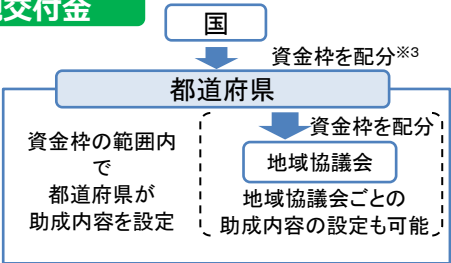
| 対象作物      | 交付単価                     |
|-----------|--------------------------|
| 麦、大豆、飼料作物 | 3.5万円/10a※1              |
| WCS用稲     | 8万円/10a                  |
| 加工用米      | 2万円/10a                  |
| 飼料用米、米粉用米 | 収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2 |

- ※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
- ※2：飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a（5.5～9.5万円/10a）
- 今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする

＜交付対象水田＞

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
  - ・ 5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
  - ・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。
- ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

| 取組内容                             | 配分単価    |
|----------------------------------|---------|
| そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ） | 2万円/10a |
| 新市場開拓用米の複数年契約                    | 1万円/10a |

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

畑地化促進助成※4

- ① 畑地化支援
- ② 定着促進支援（①とセット）
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援

※4：事業の詳細は予算編成過程で検討